

平成30年度大田区職員（社会教育）採用選考案内

平成30年10月29日
大 田 区

この採用選考は、平成31年4月1日以降の大田区職員（社会教育）の採用予定者を決定するために実施するものです。

1 採用職種・採用区分・採用予定数・主な勤務場所

採用職種	採用区分	採用予定数	主な勤務場所
社会教育	I類	若干名	教育総務課等

2 受験資格

次の要件をすべて満たす方

(1) 国籍を問わず、平成元年4月2日以降に生まれた方

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

(2) 次のいずれかに該当する方

- ① 大学を卒業し、かつ、大学において社会教育法第9条の4第3号に定める社会教育に関する科目の単位を修得した者
- ② 大学を卒業し、社会教育法第9条の5に定める講習を修了した者

※ ①及び②において、平成31年3月31日までに大学を卒業見込みの方も受験できます。

(3) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方（3ページ参照）

(4) 現に大田区の常勤職員でない方

3 採用予定日

平成31年4月1日以降

4 選考日、選考方法等

(1) 第一次選考

選考日	平成30年12月16日(日)		
場所	大田区役所(大田区蒲田5-13-14)		
選考方法	①作文試験	800~1,000字程度(課題式)	①90分
	②論文試験	1,000~1,500字程度(課題式)	②と③合計 120分
	③専門試験	職務に必要な専門知識についての記述式	
合格発表	平成31年1月上旬予定 ※ 合否に関わらず、第一次選考受験者全員に郵送で通知します。		

(2) 第二次選考(第一次選考合格者を対象に実施)

選考日	平成31年1月中旬予定		
場所	大田区役所(大田区蒲田5-13-14)		
選考方法	個別面接		
合格発表	平成31年1月下旬予定 ※ 合否に関わらず、第二次選考受験者全員に郵送で通知します。		

5 申込方法

次の書類を用意の上、下記申込先へ郵送または持参してください。

(1) 採用選考申込書

(2) 「2 受験資格」に記載の受験資格(2)に該当することが分かる書類

※ 例：単位修得証明書、成績証明書、(社会教育主事講習)修了証書 等

(3) 82円切手を貼った返信用封筒[長形3号サイズ(120mm×235mm)]

※ 宛名にご自分の住所・氏名を記載してください。

	郵送	持参
申込方法	封筒の表面に「 <u>社会教育選考申込</u> 」と <u>朱書</u> し、 <u>簡易書留により郵送</u> してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。	下記申込先の窓口にてお申し込みください。
申込期間	平成30年10月29日(月)から 平成30年11月30日(金)まで	平成30年10月29日(月)から 平成30年11月30日(金)まで ※受付は土・日・祝日を除く。
	期間内の消印有効	午前8時30分から 午後5時15分まで
申込先	〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 大田区総務部人事課人事担当(本庁舎5階 北側16番窓口)	

6 受験票の交付

申込期間終了後、提出された返信用封筒にて受験票を郵送します。受験票には、**必ず写真を貼って試験当日に持参**してください。なお、平成30年12月10日（月）までに届かない場合は、問合先までご連絡ください。

※貼付する写真は次のとおりとします。

- ①サイズは4cm×3cm ②上半身無帽 ③3か月以内に撮影したもの ④サングラス不可
- ⑤写真裏面に氏名を記入すること

7 勤務条件等

(1) 給与等（平成30年4月1日現在）

採用区分	初任給	各種手当
I類	約 220,400 円 (地域手当含む)	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等

※ 職務経験等があれば、初任給に一定の基準により加算されます。

※ 採用までに条例等の改正が行われた場合には、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等

勤務日	月曜日～金曜日（週あたり38時間45分） 祝日以外の休日は、原則日曜日及び土曜日です。
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間を除き7時間45分）
休暇	1年度につき20日の年次有給休暇のほか、夏季、慶弔、妊娠出産等の休暇があります。

(3) 職務内容

社会教育及び生涯学習に関すること

【参考】地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）「成年被後見人又は被保佐人」には、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。

大田区役所案内図

JR京浜東北線

東急多摩川線・池上線

「蒲田駅」東口から徒歩 約1分

京浜急行線

「京急蒲田駅」西口から徒歩 約10分



《問合せ先》

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区総務部人事課人事担当（本庁舎5階 北側16番窓口）
電話 5744-1152 FAX 5744-1507
HP アドレス <http://www.city.ota.tokyo.jp/>